

## 議会改革調査特別委員会

3月12日に開催された委員会では、前回の協議結果に基づいて検討を行った。

### タブレット端末の活用について

#### ● 運用ルール

**協議結果** オペレーティングシステムメジャーアップデートは、事務局が動作検証を行った上で対応することとした。また、個人情報情報の取扱い、情報の受信及び発信を自己の責任で行い、個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を外部に漏らさないこと等を遵守事項として運用ルールに盛り込むことを確認した。

#### ● 移行期間

**意見** タブレット端末の導入は経費節減も目的の一つで、完全ペーパーレス化をすべき。

**意見** 改選後の新議員が使用する上での公平性を保つため令和8年度にまたぐべきでは。

**意見** 議員同士でフォローしていくべき。

**協議結果** 移行期間を7年度末とする事で意見集約し、移行期間終了後の紙媒体資料の在り方等については、引き続き、協議することとした。

**議員定数、議員報酬及び政務活動費について**

#### ● 議員定数

**意見** 18人とする。1委員会7人、8人が好ましいとあるが、1委員会6人の3委員会でも、多様な見地での審査は可能である。

**意見** 現状維持とする。開かれた議

会を掲げているのであれば、市民の意見を聴取する機会が必要であり、パブリックコメントを行い、市民の意見を反映させるべきでは。

**意見** 意見聴取は重要だが項目の検討や分析等に時間を要するため実施は難しいのでは。

### パブリックコメント

**協議結果** パブリックコメントは行わないことで意見集約した。また、定数に関する意見が分かれており、協議を続けるか協議したところ、議論が尽くされておらず、採決で決定すべきではないとの意見と、6年9月以来十分話し合っており、採決で決定すべきとの意見があり、採決を行うかを諮り、多数で採決することに決定した。

**採決結果** 現状維持が賛成少数で否決され、定数は18人にすると決定した。

#### ● 議員報酬

**意見** 現行のとおり据置きとするべき。

**意見** 議員定数を削減する場合、個々の議員活動量を増やしていくことが求められるため増額を検討すべき。

**協議結果** 多数が据置きとするとの意見であったが、次回、再度会派の意見を持ち寄ることとした。

#### ● 政務活動費

**意見** 現在月額1万円の政務活動費を、1万5000円または2万円への引上げを検討すべき。

**意見** 現状の制度を廃止した上で新たに検討すべき。

**意見** 現状維持とすべき。

**協議結果** 今回出された意見を踏まえ、次回、会派の意見を持ち寄ることとした。

(安岡明雄)

## 議会運営委員会行政視察報告

視察日 1月15日～16日

視察市 大阪府池田市

人口10万2700人

議員定数22人(能代市20人)

視察項目 職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例について

池田市議会では、令和3年9月、議員提出議案の「池田市の職員及び市議会議員のハラスメント防止に関する条例案」を全会一致で可決、同月施行された。条例には、市民から信頼される市政運営を目指す決意を前文に、市長をはじめとする職員や市議会議員の責務、研修等の実施等が定められている。

#### ● 条例の目的

職員または市議会議員から他の職員または市議会議員に対するハラスメントを防止し、職員及び市議会議員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職員の職場環境及び市議会議員が活動できる環境を確立することを目的としている。

#### ● 制定までの経緯

令和2年、パワハラ疑惑報道の実態解明のため、百条委員会を設置。その調査報告書において、ハラスメントに対しては、市長をはじめとする職員及び市議会議員は、いついかなる場合でもハラスメントの被害者にも加害者にもならないように、日頃から自身身の言動を客観的に見る機会を設けることや、未然に防止するために、ハラスメントを行わない、許さないとい

う共通認識を持つよう、繰り返し周知徹底を図るとともに、ハラスメントに係る研修に参加することなどを提言した。これを契機に、議員間で条例を制定する機運が高まった。

条例制定に当たっては、議長、副議長、各会派の代表、市の人事及び法令担当、議会事務局職員から構成されるメンバーで勉強会を開始。他の地方公共団体の取組等も参考にしながら、理念条例として提案することとなった。

#### ● ハラスメント研修を実施

条例には、「ハラスメントに係る認識の向上に関して、その防止に係る実効性を高めるために必要な研修を実施するとともに、不断の自己研鑽に努めなければならない」と定めており、講師や動画視聴による研修を行っている。

#### ● 効果と課題

条例制定によって、ハラスメントを考える意識づけがされた一方で、専門家からは、理念条例は意味がないとも言われており、ハラスメントへの対応の在り方が今後の課題となっている。

(後藤 健)

